

困ったなあに答えます

佐々木知子の
法律相談



佐々木知子
弁護士
帝京大学法学部教授

事実婚の夫が亡くなりました。
遺族年金はもらえるでしょうか。

銀座に勤めていた30代の時、
一回り年上の夫と知り合い付
き合つて数年後には同居を始め、
以来ずっと仲の良い夫婦でした。

夫は会社を経営していて羽振
りが良く、もちろん妻子もいた
のですが、10歳近く年上の奥
さまとはうまくいっていなくて、
ただ子供が一人前になるまでは
と大目に仕送りをしていました。
子供は3人いたのに上2人が
亡くなり、一番下の娘さんだけ
なので、結婚や孫の出産その他、
最近では奥さまが認知症気味に
なり施設に入れるのにお金がか
かると言われて、折々にまとまつ
た金額を出していました。私も
最初の夫との間の子供を亡くし

ているので、夫が子供を溺愛す
る気持ちちはよく分かります。も
し私との間に子供ができるれば、
離婚して私の再婚を考えてくれ
たと思いますが、なぜか子供
はできないまま、間もなく私は
60歳になります。

夫は70歳を過ぎましたがと
ても元気で、このまま二人で平
穏な老後をと思っていたところ、
ゴルフの最中に突然倒れ、その
まま亡くなりました。急に一人
のことだと思っています。ただ、
遺族年金ですか、それは現実に
一緒に住んでいた私がもらえる
はずだとも聞いたので、もしそ
うならば、大した額ではなくて
も助かります。

年金手帳

A 内縁の配偶者に、遺族年金の受給が認められる場合があります。

急に配偶者を亡くされて、本当につらいですね。私の周りにも何人かいて、落ち込み方が半端なくて氣の毒です。病気だつたのならば覚悟もできるし、これまでの思い出を話したり感謝の言葉を述べたりすることもできるのですが。そもそもまだ70歳になつたばかりでは、いくらなんでも早過ぎますね。ご本人もどんなにか無念なこと思います。

ご主人とすれば、自分が女性を作つて出でていった、いわゆる有責配偶者なので、自分から離婚を言い出しても難しいと考えておられたかもしれません。あるいは、わざわざ離婚しなくても、年上の奥さまの方が先に亡くなるだろうから、その後入籍すればよいと思つていたのかも知れません。実際、もう認知症気味なのだとすれば、離婚交渉も難航しますし…。前の奥さまと死別して再婚になるのであれど、ご相談者と一人娘さん半分ずつの相続なので、それで良いと思っておられたかも知れません。どれも今となつては、推察

の域を出ませんけれど。

さて、ご相談者のケースは「重婚的内縁関係」と言って、戸籍上の配偶者がいての内縁の夫婦関係に当たり、世間ではまるあることです。内縁の妻は相続人ではなく相続権はないのです
が、遺族厚生年金法は、遺族としての「配偶者」に内縁関係の場合を含めています。いわくこそが妻として共同生活を送つてこられたわけで、遺族年金の受給資格があるはずです。まずは年金事務所に事情を話してください。相手方からの聞き取りもあるし、簡単ではないと思いりますが、もし不支給決定になつた場合には訴訟に訴えてその取り消しを求めることが可能な限りで、諦めないでくださいね。